

堺市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

堺市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年規則第73号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。